

# —特集 2 —

## 人事労務分野における 押印等の廃止・様式見直し への対応

### 全体像を整理し、実務上の留意点について解説

令和 2（2020）年 7 月 17 日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、行政手続きにおける各種届け出の押印廃止および様式の変更が進められている。人事労務分野においては、令和 2 年末に労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法をはじめとした、厚生労働省が所管する法令すべての手続きにおいて押印等の見直しが行われ、関係する政省令等が同時期に発出された。また、規制改革実施計画では、押印の見直しとともに、行政手続きのオンライン化を併せて行うこととされている。しかし、これらの押印廃止やオンライン化の動きは、法律や関係する組織等が多岐にわたるため、企業の実務担当者にとって全体像が見えづらい状況になっている。

そこで本稿では、人事労務分野における押印廃止・様式見直しにおいて、具体的にどの様式が見直され、実務上どのような影響があるかについて、社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所の島 麻衣子氏に解説いただいた。



島 麻衣子（しままいこ）

特定社会保険労務士  
社会保険労務士法人ヒューマンテック経営研究所

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー。1992年全日本空輸株式会社（ANA）に入社。出産を機に退職後、1996年社会保険労務士資格を取得し、その後、大手社労士法人に15年間在職。2012年1月に独立し、「社会保険労務士 島 麻衣子事務所」開業。2018年4月活躍のフィールドを広げるためヒューマンテック経営研究所に事務所統合し、同所入所。人事労務相談、就業規則作成・改定のほか、女性活躍推進、ハラスメント問題等に関するコンサルティング、各種セミナー、専門誌等への執筆を行う。

## ポイント

- ①行政手続きにおける押印廃止等の見直しは令和2（2020）年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づく
- ②同計画に基づき、厚生労働省が所管する法律に関する政省令、告示、通達等が発出され、ごく一部を除くほぼすべての手続きにおいて押印等の廃止およびそれに伴う法令様式の見直しが行われた
- ③改正前の様式は当面の間使用することができる
- ④押印が廃止されても申請内容の確認の必要性がなくなるわけではない。従業員とのトラブルやなりすまし等の不正を避けるため、社内での承認のプロセスを明確にすることが重要
- ⑤押印廃止と併せて電子申請に関する見直しも行われ、令和3（2021）年4月以降、労働基準法に関する届け出について電子証明書が不要とされた

## 1 押印廃止・様式見直しの背景

行政手続きにおける押印廃止等の見直しは、政府の規制改革の一環として議論が重ねられてきた。内閣府の諮問機関である「規制改革推進会議」が取りまとめた答申を受け、令和2（2020）年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、主として、①成長戦略、②雇用・人づくり、③投資等、④医療・介護、⑤農林水産、⑥デジタルガバメント（民間の行政手続きコストの削減）の六つの重点分野において規制改革事項の基本的な実施計画が示された。

行政手続きの見直しは、⑥のデジタルガバメント分野の「(3)新たな取組み」として、書面の提出、押印、対面での手続きを求めていたものについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の緊急対応として押印を廃止するほか、様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化の推進等の見直しを行うこととされた。また、見直しに当たっては、緊急対応にとどまらず、原則としてすべての手続きにおいて恒久的な制度対応として法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うとされた。これを受け、人事労務関連の各種手続きも、通達等により原則として届け出に押印を求めないとする緊急対応がなされた。

令和2（2020）年12月には、菅内閣発足後に新たに開催された規制改革推進会議において、各府省が取り組むべき「当面の規制改革の実施事項」が示され、その一つとして「行政手続きにおける書面・押印・対面の見直し」が挙げられた。具体的には、押印が必要とされてきた約1万5000種の手続きのうち、83の手続きを除くすべての手続きについて押印がなくとも手続きできるよう、原則として年内に政省令・通達等の改正を行うこととされた。

このような経過を経て、規制改革実施計画に基づく恒久的な制度対応として「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令 2.12.25 厚労令208。以下、整理省令）をはじめとした政省令、告示、通達等が発出され、厚生労働省が所管する法律における大多数の手続きについて押印等の廃止およびそれに伴う法令様式の見直しが行われた。

本稿では、改正事項のうち、特に実務に影響が大きい労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働保険徴収法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法に基づく主要な手続きに絞って、押印が廃止された様式と実務上の留意点のほか、押印等の廃止とともに取り組むべき事項と、押印廃止と併せて行われた電子申請の手続きに関する変更点等を解説する。

## 2 押印等の廃止・様式の見直し

上述のとおり、規制改革実施計画に基づき、厚生労働省が所管する法令の大多数が見直された。本章では、法律ごとに変更された様式について見ていく。

### [1]労働基準法【令和3(2021)年4月1日施行】

#### (1)省令の改正による押印欄の削除

労働基準法に関する法令様式は、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令」(令 2.12.22 厚労令203)により、同規則に定める様式で使用者の押印欄があるものは、すべて押印欄が削除されることとなった[図表1]。省令は令和3(2021)年4月1日に既に施行されている。なお、今回の省令改正では労働基準法施行規則のほか、「事業附属寄宿舎規程」「年少者労働基準規則」「建設業附属寄宿舎規程」、最低賃金法に基づく「最低賃金法施行規則」における各様式も、使用者の押印欄がすべて削除された。これにより、使用者は各様式に押印または署名する必要はなくなり、氏名の記載(パソコンで入力する場合を含む)のみで足りることとされた。

#### (2)法令様式でない様式の見直し

労働基準法では、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出る義務があり(89条)、届け出に当たっては、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、そのような労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者(以下、過半数代表者等)の意見を聴き、その意見を記した書面を添付しなければならないこととされている(90条)。これらは、一般的に厚生労働省のホームページ等に掲載されている「就業規則(変更)届」といって「意見書」といった様式例を用いて届け出されるが、いずれも法令様式ではなく、あくまで任意の様式である。「意見書」に

については、従来、労働基準法施行規則により、「労働者を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならない」(49条2項)とされていたため、様式への押印は必要であった。しかし、今回の省令の改正により、「労働者を代表する者の氏名を記載したものでなければならない」とされたため、様式の改正はないものの、意見書についても押印または署名が不要となった。労働基準法では、就業規則(変更)届の意見書のほか、「事業附属寄宿舎規程」および「建設業附属寄宿舎規程」における寄宿舎規則の同意書についても同様の改正が行われている。なお、「就業規則(変更)届」や「寄宿舎規則(変更)届」についても厚生労働省の様式例には押印欄がある。これらも法令様式ではないため様式の改正は行われないが、内閣府が公表している「各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧」(令和2〔2020〕年11月13日)では押印廃止の方向が示されていることから、意見書と同様、今後は押印がなくとも受理されるものと考えられる。

#### (3)協定当事者の適格性に係るチェックボックス

今回の省令改正では、労働基準法における法令様式の使用者の押印欄はすべて削除された一方で、36協定をはじめとする各種協定届や決議届等、過半数代表者等の記載欄があるものについては、様式上に過半数代表者等の適格性に係るチェックボックスが設けられた[図表2]。省令の施行日である令和3(2021)年4月1日以降は、チェックボックスにチェックがない場合、形式上の要件を満たさないものとして、届け出は受理されないこととなる。チェックボックスの内容は、具体的には、次の2点である。

- ①様式に記載のある労働組合が、事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合であるか、または労働者の過半数を代表する者が事業場のすべての労働者の過半数を代表する者であるか
- ②過半数代表者と締結した場合、当該過半数代表

者が管理監督者ではなく、かつ選出方法が適正であるか

①は過半数労働組合または過半数代表者が各協定等の根拠となる法令上の要件であり、②は通達（平11. 1.29 基発45、平22. 5.18 基発0518第1）で示されている過半数代表者の要件である。①に

ついては、すべての事業場においてチェックが必要であるが、②については、過半数労働組合と協定等を締結した場合は、「チェックボックスにチェックがなされていなくても、形式上の要件に適合する」とされており、チェックは不要と解される。

**図表1** 省令(労働基準法施行規則等の一部を改正する省令)により改正された様式

様式番号	様式名	協定当事者の適格性に係るチェックボックス(新設)
様式第1号	貯蓄金管理に関する協定届	○
様式第2号	解雇制限・解雇予告除外認定申請書	
様式第3号	解雇予告除外認定申請書	
様式第3号の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第3号の3	清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届	○
様式第4号	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第5号	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届	○
様式第6号	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届	
様式第9号	時間外労働・休日労働に関する協定届	○
様式第9号の2	時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)	○
様式第9号の3	時間外労働・休日労働に関する協定届 新技術・新商品の研究開発業務	○
様式第9号の4	時間外労働・休日労働に関する協定届 適用猶予事業・業務	○
様式第9号の5	時間外労働・休日労働に関する協定届 事業場外労働に関する協定の内容を付記する場合	○
様式第9号の6	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	○
様式第9号の7	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	○
様式第10号	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	
様式第11号	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書	
様式第12号	事業外労働に関する協定届	○
様式第13号	専門業務型裁量労働制に関する協定届	○
様式第13号の2	企画業務型裁量労働制に関する決議届	○
様式第13号の4	企画業務型裁量労働制に関する報告	
様式第13号の5	休憩自由利用除外許可申請書	
様式第14号	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	
様式第14号の2	高度プロフェッショナル制度に関する決議届	○
様式第14号の3	高度プロフェッショナル制度に関する報告	
様式第14号の4	職業訓練に関する特例許可申請書	
様式第15号	業務傷病に関する重大過失認定申請書	
様式第23号の2	適用事業報告	
様式第24号	預金管理状況報告書	

図表2 協定当事者の適格性に係るチェックボックス(36協定届)

		時間外労働にに関する協定届 休日労働		時間外労働にに関する協定届 休日労働	
様式第9号 (第16条第1項関係)		事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	(電話番号: 延長することができる時間数)
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類  労働者数 (満18歳以上) (任意)	所定労働時間 (1日) 法定労働時間 を超える時間数 (任意)	1日 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月 (①については45時間まで) 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
					1年 (①については360時間まで) 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要な具体的な事由	業務の種類  労働者数 (満18歳以上) (任意)	所定休日 (任意)	法定休日 休日	1年 (①については360時間まで) 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
					1年 (①については360時間まで) 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
<p><b>上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p> <p><b>上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p> <p><b>規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p>					
<p><b>上記協定の当事者が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p>					
<p><b>上記労働者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p>					
<p><b>上記で定める時間数にかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えて80時間を超過しないこと。□ (チェックボックスに要チェック)</b></p>					
<p>協定の成立年月日 年 月 日            協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名            協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( )</p> <p>上記協定の当事者が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者である労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)</p>					
<p>使用者 職名 氏名 労働基準監督署長殿</p>					

#### (4)協定書・決議書等の取り扱い

今回の省令において改正されたのはあくまで協定届や決議届等、行政官庁に提出する届け出の様式であり、いわゆる協定書、決議書等、労使合意の手続きそのものについては何ら変更がない。今回の省令改正により、当然に協定書等の押印が廃止されたことにはならないので注意が必要である。

特に36協定については、「様式第9号に労働者代表の押印等を加えることにより、これを36協定の協定書とすることは差し支えなく、これを届け出ることも差し支えない」(昭53.11.20 基発642、昭63.3.14 基発150・婦発47、平11.3.31 基発168)とされているため、36協定届で協定書を兼ねている企業も多い。行政官庁はそのような実態を踏まえ、協定届等にはそもそも労働者代表の押印欄はないが、36協定届が協定書を兼ねる場合は、労使合意の証として、使用者と労働者代表双方の押印を求めてきた。

この協定書や決議書等の改正後の取り扱いについて、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関するQ&A～行政手続における押印原則の見直し～」(以下、Q&A)では、「協定書や決議書における労使双方の押印又は署名の取扱いについては、労使慣行や労使合意により行われるものであり、今般の『行政手続』における押印原則の見直しは、こうした労使間の手続に直接影響を及ぼすものではありません」とした上で、「引き続き、記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法で締結」することを促している。また、厚生労働省のリーフレット「2021年4月～36協定届が新しくなります」の36協定届の記載例においても、協定書を兼ねる場合は、労働者代表および使用者双方の「署名又は記名・押印などが必要」との記載があり、これらの記載からは、36協定届が協定書を兼ねる場合は、改正後も引き続き署名や押印が必要とも受け取れる。しかし、労使合意の手続きは、署名や押印に限る法的根拠はない。コロナ禍においてテレワーク勤務等の必

要性が叫ばれる中、これを機に労使合意の手続きについて見直すことも考えられるだろう。この点、規制改革推進会議が各府省に対し行政手続きの書面主義、押印原則、対面主義の見直しの再検討を依頼した際の文書が参考になると考えられる。当該文書では、押印が求められている趣旨は、「①本人確認、②文書作成の真意の確認、③文書内容の真正性担保」が考えられるとし、その趣旨を代替する手段を例示している。以下は、その例示である。

- ①継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ②本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることが考えられる）
- ③ID／パスワード方式による認証
- ④本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付
- ⑤他の添付書類による本人確認
- ⑥電話やWEB会議等による本人確認
- ⑦押印のなされた文書のPDFでの添付
- ⑧署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ⑨実地調査等の機会における確認

これらの例示等を参考に、労使合意に当たっては、押印、署名等に代わる手段を活用して、合意したことが明確に分かる形式に変更することも考えられる。

#### (5)経過措置

今回の省令の施行日は令和3(2021)年4月1日であるが、省令の公布日（令和2〔2020〕年12月22日）以降は新旧様式のいずれも使用が可能とされた一方、施行日前はチェックボックスが設けられた様式のチェックは不要とされた。また、施行日前であっても、様式に押印または署名がない

届け出を受け付けることとされた（令 2.12.22 基監発1222第1・基賃発1222第1）。なお、4月1日以降の届け出においても、当分の間、旧様式を取り繕って使用することができる（令 2.12.22 基発1222第4）。具体的には、①旧様式の押印欄を取り消し線で削除し、②協定届等については、旧様式に協定当事者の適格性に係るチェックボックスの記載を直接追記する、または同チェックボックスの記載を転記した紙を添付することとされている（前掲「Q & A」1-4）。

## [2]労働安全衛生法

【令和2(2020)年12月25日施行】

労働安全衛生に関する様式は多岐にわたるが、本稿では安全衛生規則に定める法令様式を中心と

して解説する。労働安全衛生法に関しては、前述 1 の整理省令（令 2.12.25 厚労令208）が令和2(2020)年12月25日に施行され、労働安全衛生規則に定める法令様式について、事業者や申請者の押印または署名を求めていたものはすべて押印欄が削除され、記名のみで届け出等が可能となつた[図表3]。なお、整理省令に先立ち、令和2(2020)年8月28日には、「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令」（令 2.8.28 厚労令154）により、「健康診断個人票」（様式第5号）、「定期健康診断結果報告書」（様式第6号）、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（様式第6号の2）、「健康管理手帳による健康診断実施報告書」（様式第9号）の産業医や医師の押印欄は、電子化促進のため削除されている。該当様式

図表3 整理省令により改正された労働安全衛生規則に定める様式

様式番号	様式名	じん肺法施行規則等の一部を改正する省令により医師等の証明欄削除
様式第1号	共同企業体代表者（変更）届	
様式第3号	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	
様式第4号の3	新規化学物質製造・輸入届	
様式第4号の4	確認申請書	
様式第4号の5	安全衛生教育実施結果報告	
様式第5号	健康診断個人票 ※整理省令による改正はなし	○
様式第6号	定期健康診断結果報告書	○
様式第6号の2	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	○
様式第7号	健康管理手帳交付申請書	
様式第9号	健康管理手帳による健康診断実施報告書 ※整理省令による改正はなし	○
様式第10号	健康管理手帳書替・再交付申請書	
様式第19号の3	特別安全衛生改善計画変更届	
様式第20号	機械等設置・移転・変更届	
様式第20号の2	計画届免除認定申請書（新規設定・更新）	
様式第20号の4	実施状況等報告書	
様式第21号	建設工事・土石採取計画届	
様式第21号の7	有害物ばく露作業報告書	
様式第22号	事故報告書	
様式第23号	労働者死傷病報告（休業4日以上）	
様式第24号	労働者死傷病報告（休業4日未満の場合）	

[注] じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令 2.8.28 厚労令154）による改正を含む。

は、[図表3]にその旨示した。

なお、労働安全衛生規則のほか、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、機械等検定規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の各省令に基づく法令様式も同様の改正が行われ、各種申請・届け出書の押印欄の削除または押印を必要とする旨の条文の削除等の見直しが行われた。

### [3]労働者災害補償保険法

【令和2(2020)年12月25日施行】

労働者災害補償保険法に関する様式は、労働者災害補償保険法施行規則54条に基づき、告示（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用す

る文書の様式〔昭35.4.1 労告10〕）により定められている。押印等の廃止・様式の変更は、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令 2.12.25 厚労告397）が令和2（2020）年12月25日に施行されたことにより、上記「文書の様式」の告示に定める各種請求書、報告書、申請書等の様式について、押印または署名が必要なすべての様式から押印欄が削除され、変更後は記名のみで請求等の手続きが可能となった[図表4]。なお、押印欄の廃止については、請求人や事業主のほか、休業補償給付等の請求書における医師の証明欄の押印も削除され、実務上の一連の労災保険の給付手続きの流れにおいて、押印は一切不要となった。

なお、第三者行為災害届や診断書など、実務上告示に定めるもの以外にも押印を求める様式があるが、通達において「労災保険における請求書等については、全ての手続において押印等を求めない」（令 3.1.7 基管発0107第1・基補発0107第1・

図表4 告示により改正された労働者災害補償保険法に関する様式

様式番号	様式名
様式第4号	未支給の保険給付支給請求書、未支給の特別支給金支給申請書
様式第5号	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第6号	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届
様式第7号(1)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(2)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（薬局） 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(3)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（柔整） 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(4)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（はり・きゅう） 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(5)	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（訪看） 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第8号	休業補償給付支給請求書・複数事業労働者休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第8号（別紙3）	複数就業先の証明
様式第9号	平均給与額証明書
様式第10号	障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書、障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第11号	障害補償給付・複数事業労働者障害給付・障害給付変更請求書、障害特別年金変更申請書

様式番号	様式名
様式第12号	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第13号	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金転給等請求書、遺族年金・遺族特別年金転給等申請書
様式第14号	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金支給停止申請書
様式第15号	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族補償一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書
様式第16号	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第16号の2	傷病の状態等に関する届
様式第16号の2の2	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書
様式第16号の3	療養給付たる療養の給付請求書 通勤災害用
様式第16号の4	療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届
様式第16号の5(1)	療養給付たる療養の費用請求書 通勤災害用
様式第16号の5(2)	療養給付たる療養の費用請求書(薬局) 通勤災害用
様式第16号の5(3)	療養給付たる療養の費用請求書(柔整) 通勤災害用
様式第16号の5(4)	療養給付たる療養の費用請求書(はり・きゅう) 通勤災害用
様式第16号の5(5)	療養給付たる療養の費用請求書(訪看) 通勤災害用
様式第16号の6	休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書 通勤災害用
様式第16号の6(別紙3)	複数就業先の証明
様式第16号の7	障害給付支給請求書、障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書 通勤災害用
様式第16号の8	遺族年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書 通勤災害用
様式第16号の9	遺族一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書 通勤災害用
様式第16号の10	葬祭給付請求書 通勤災害用
様式第16号の10の2	二次健康診断等給付請求書
様式第16号の11	傷病の状態等に関する報告書
様式第18号(1)	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(傷病・障害用)
様式第18号(2)	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(遺族用)
様式第19号	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名/年金の払渡金融機関等変更届
様式第20号	厚生年金保険等の受給関係変更届
様式第21号	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金受給権者失権届
様式第22号	遺族補償年金額・複数事業労働者遺族年金額・遺族年金額算定基礎変更届
様式第34号の7	特別加入申請書(中小事業主等)
様式第34号の8	特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書(中小事業主等及び一人親方等)
様式第34号の10	特別加入申請書(一人親方等)
様式第34号の11	特別加入申請書(海外派遣者)
様式第34号の12	特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書(海外派遣者)
様式第37号の2	障害補償年金差額一時金・複数事業労働者障害年金差額一時金・障害年金差額一時金支給請求書、 障害特別年金差額一時金支給申請書
様式第37号の3	事業主責任災害損害賠償受領届
様式第38号	特別給与に関する届

基保発0107第1)とされたように、これらの様式も押印欄は削除されている。厚生労働省ホームページの「労災保険給付関係請求書等ダウンロード」のページ<sup>\*1</sup>に掲載されている申請書や請求書等は、告示に定める様式以外のものも含めてすべて押印欄は削除されている。

※1 URL = <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

#### [4]労働保険徴収法

【令和2(2020)年12月25日施行】

##### (1)押印欄が削除された様式

労働保険徴収法に基づく様式は、整理省令により施行規則が改正され、従来は事業主の代理人の選任・解任届において、代理人が使用する印影を届け出なければならないとされていたものが、印影の届け出が不要となった（同法施行規則73条）ほか、同法施行規則に定める法令様式から押印欄が削除された[図表5-①]。また、通達（平30.11.30 基発1130第2）により定められている保険関係成立届や概算保険料申告書等、実務上、届け出の機会が多いと考えられる労働保険関係の様式も改正され、押印欄が削除されたものが厚生労働省のホームページ<sup>\*2</sup>上で公開されている[図表5-②]。なお、「押印を求める手続の見直しに係る労働保険関係様式の取扱いについて」（令 2.12.25 基徴収発1225第10）によれば、その他の通達（取扱手引等）に定める様式についても押印等がなくても受け付けるとし、令和2（2020）年度末までに押印欄のない新様式に改正するとしていることから、近いうちに改正されるものとみられる。

※2 URL = [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02913.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02913.html)

##### (2)引き続き押印が必要とされる手続き

ほぼすべての手続きの押印欄が削除される一方で、上記2[4](1)の通達（令 2.12.25 基徴収発1225第10）では、労働保険料の口座振替依頼書な

ど金融機関に対する届け出印を押印する様式や、日雇労働被保険者に係る雇用保険印紙の消印に使用する認印の印影届出書については、引き続き押印を求めるとしている。

図表5-① 整理省令により改正された  
労働保険徴収法施行規則の様式

様式番号	様式名
様式第1号	雇用保険印紙購入通帳
様式第2号	始動票札受領通帳

図表5-② その他改正された  
労働保険徴収法施行規則に関する様式

様式番号	様式名
様式第1号	保険関係成立届
様式第1号の2	保険関係成立届
様式第2号	名称、所在地等変更届
様式第4号	下請負人を事業主とする認可申請書
様式第5号	継続事業一括申請書
様式第5号の2	継続被一括事業名称・所在地変更届
様式第5号の3	労災保険率特例適用申告書
様式第6号	概算保険料申告書
様式第6号	増加概算保険料申告書
様式第6号	確定保険料申告書
様式第7号	一括有期事業報告書
様式第8号	労働保険料還付請求書
様式第9号	雇用保険印紙購入通帳交付申請書
様式第9号	雇用保険印紙購入通帳更新申請書
様式第10号	印紙保険料納付計器指定申請書
様式第11号	印紙保険料納付計器設置承認申請書
様式第12号	始動票札受領通帳交付申請書
様式第13号	印紙保険料納付状況報告書
様式第13号	印紙保険料納付計器使用状況報告書
様式第14号	労働保険事務組合認可申請書
様式第1号	労働保険事務等処理委託届
様式第15号	労働保険事務等処理委託解除届
様式第18号	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
様式第19号	代理人選任・解任届
様式第1号	任意加入申請書
様式第20号	保険関係消滅申請書

## 【5】雇用保険法【令和2(2020)年12月25日施行】

### (1)整理省令により押印欄が削除された様式と留意点

雇用保険法の様式は、整理省令により、雇用保険法施行規則に定める様式のうち、申請者の押印欄または署名を求める記述については削除されているが、以下の様式については、一部の押印欄が削除されていないため注意が必要である[図表6]。

- ①再就職手当支給申請書（様式第29号の2）
- ②就業促進定着手当支給申請書（様式第29号の2の2）
- ③常用就職支度手当支給申請書（様式第29号の3）
- ④高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）  
高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- ⑤雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）（様式第33号の4）

これらの様式は、申請者の押印欄は削除されたが、事業主証明欄の押印は引き続き必要とされている。この理由について、押印を存続させる手続きについて各省庁の回答をまとめた規制改革推進会議の資料（「押印を存続する方向で検討している行政手続」令和2年11月13日）によれば、証明の内容となる採用内定日や雇用期間、所定労働時間、賃金額等について「事業主の証明により支給要件

を満たすことを確認する必要があり、その真正性を担保するため」とされている。なお、同資料によれば、④および⑤については、事業主経由で申請する場合は事業主の証明に関しても押印は不要とされている。

また、法令様式は定められていないが、事業主の代理人選任・解任の手続きについては、従来、届け書に署名または記名押印することや、代理人が使用する認印の印影を届け出ることが必要であることが雇用保険法施行規則145条に規定されていたが、整理省令の改正により同条が改正され、届け書は記名のみでよいこととされた。ただし、認印の印影の届け出は引き続き必要である。この点、労働保険関係（労働保険徴収法、労災保険）に関する代理人選任・解任届は印影の届け出についても不要とされた点に違いがある。労働保険徴収法施行規則の様式第19号は雇用保険の代理人選任・解任届も一体（複写）になっているが、それぞれ印影の要否が異なるので注意が必要である。

### (2)業務取扱要領の変更と留意点

雇用保険には法令様式以外にも多くの届け出があるが、行政手引きである「雇用保険に関する業務取扱要領」（令和3〔2021〕年2月1日以降版）によれば、それらの様式のうちほとんどの押印欄が削除されている。ただし、以下の様式について

図表6 整理省令により改正された雇用保険法施行規則に関する様式

様式番号	様式名	事業主押印欄が残る様式
様式第2号	雇用保険被保険者資格取得届	
様式第2号の2	雇用保険被保険者資格取得届（統一様式）	
様式第4号	雇用保険被保険者資格喪失届	
様式第4号の2	雇用保険被保険者資格喪失届（統一様式）	
様式第5号	雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）	
様式第6号(2)	雇用保険被保険者離職票-(2)	
様式第8号	雇用保険被保険者証再交付申請書	
様式第9号の2	雇用継続交流採用終了届	

(次ページに続く)

## 特集 2

様式番号	様式名	事業主押印欄 が残る様式
様式第10号	雇用保険被保険者転勤届	
様式第10号の2	個人番号登録・変更届	
様式第10号の2の2	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書（安定所提出用）（介護・育児）	
様式第10号の4	未支給失業等給付請求書	
様式第12号	公共職業訓練等受講届・通所届	
様式第14号	失業認定申告書	
様式第15号	公共職業訓練等受講証明書	
様式第16号	受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書	
様式第18号	払渡希望金融機関指定・変更届	
様式第20号	受給資格者氏名・住所変更届	
様式第22号	傷病手当支給申請書	
様式第22号の3	高年齢受給資格者失業認定申告書	
様式第24号	特例受給資格者失業認定申告書	
様式第25号	雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	
様式第26号	雇用保険日雇労働被保険者任意加入申請書	
様式第28号	雇用保険日雇労働被保険者資格継続認可申請書	
様式第29号	就業手当支給申請書	
様式第29号の2	再就職手当支給申請書	<input type="radio"/>
様式第29号の2の2	就業促進定着手当支給申請書	<input type="radio"/>
様式第29号の3	常用就職支度手当支給申請書	<input type="radio"/>
様式第30号	移転費支給申請書	
様式第32号	移転証明書	
様式第32号の2	求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書	
様式第32号の3	求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書	
様式第32号の4	求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書	
様式第33号の2	教育訓練給付金支給申請書	
様式第33号の2の2	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票	
様式第33号の2の4	教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書	
様式第33号の2の5	教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書	
様式第33号の2の6	教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給者氏名・住所・電話番号変更届	
様式第33号の2の7	教育訓練支援給付金受講証明書	
様式第33号の3	高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書	<input type="radio"/>
様式第33号の3の2	高年齢雇用継続給付支給申請書	
様式第33号の4	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）	<input type="radio"/>
様式第33号の6	介護休業給付金支給申請書	
様式第33号の7	育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書	
様式第33号の8	育児休業給付金支給申請書	
様式第35号	雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票	
様式第36号	雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票	
様式第37号	雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票	

は、届け出をする事業主の押印は不要となったが、事業所および事業主（代理人）の印影の届け出は引き続き必要とされている。

- ①雇用保険適用事業所設置届
- ②雇用保険事業主事業所各種変更届

## [6]健康保険法【令和2(2020)年12月25日施行】

### (1)整理省令による法令様式の改正

健康保険法の手続きに関しては、整理省令により、健康保険法施行規則に定めのある法令様式のうち、申請書や届け出書の押印欄が削除された。なお、同法施行規則の条文の改正により、移送費（82条3項）、傷病手当金（84条3項）、出産手当金（87条4項）の支給の申請、特定疾病的認定の申請（99条3項）における医師の意見等の記載についても押印は不要とされ、記名のみでよいこととされた。なお、一部の様式は整理省令では改正されていないが、別の省令（健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令〔令 2.11.30 厚労令189〕）により既に押印欄が削除されている[図表7-①]。

### (2)各種申請書の改正の全体像

健康保険の手続きについては、「健康保険被扶養者（異動）届」など保険者が定める様式がある。これらの様式についても、規制改革推進会議において、「民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する」とこととされたこと等を受け、全国健康保険協会（協会けんぽ）理事長および健康保険組合理事長宛てに「保険者が定める届出様式における押印の廃止について（要請）」（令 2.12.25 保保健発1225第9）が発出され、法令様式のほか付加給付申請書や保健事業の利用申請等の保険者が定める届け出についても押印を不要とする見直しを行うよう要請があった。これを受け、協会けんぽの場合、給付の申請に関する市区町村長の証明欄を除きほぼすべての手続きについて押印を求めないこととされた[図表7-②]。なお、健康保険組合については各組合により押印見直しの進捗<sup>しんちょく</sup>は異なる。

図表7-① 整理省令により改正された健康保険法施行規則に関する様式

様式番号	様式名	厚労令189で変更された様式
様式第1号	任意適用申請書	
様式第2号	任意適用取消申請書	
様式第3号	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届	
様式第3号の2	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届（統一様式）	○
様式第4号	被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届	
様式第5号	被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届	
様式第6号	被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届	
様式第7号	被保険者氏名変更届	
様式第8号	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届	○
様式第8号の2	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届（統一様式）	○
様式第18号	健康保険印紙購入通帳	
様式第19号	健康保険印紙受払等報告書	

[注] 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令 2.11.30 厚労令189）により変更された様式も含む。

図表 7-② 協会けんぽがホームページで公表している「押印の廃止について」

様式名	本人 記載欄	事業主 記載欄	医師 記載欄	市区長 記載欄	受取代 理人欄	社労士 記載欄	申請代行 者欄 (委任欄)
療養費支給申請書（立替払い）（受領委任方式による柔整、はりきゅう、あんまマッサージ療養費は除く）	○	—	—	—	○	○	—
療養費支給申請書（治療用装具）	○	—	—	—	○	○	—
高額療養費支給申請書	○	—	—	×	○	○	—
高額医療費貸付金貸付申込書	○	—	—	—	—	○	—
年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	○	—	—	—	○	○	—
高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	○	—	—	—	○	○	—
限度額適用認定申請書	○	—	—	—	—	○	○
限度額適用・標準負担額認定申請書	○	—	—	×	—	○	○
特定疾病療養受療証交付申請書	○	—	○	—	—	○	—
傷病手当金支給申請書	○	○	○	—	○	○	—
出産手当金支給申請書	○	○	○	—	○	○	—
出産育児一時金内払依頼書・差額申請書	○	—	○	×	○	○	—
出産育児一時金支給申請書	○	—	○	×	○	○	—
出産費貸付金貸付申込書	○	—	—	—	—	○	—
出産育児一時金にかかる被保険者資格喪失等証明書交付申請書	○	—	—	—	—	○	—
埋葬料（費）支給申請書	○	○	—	—	○	○	—
健康保険移送費支給申請書	○	—	—	—	○	○	—
負傷原因届	○	○	—	—	—	—	—
任意継続被保険者資格取得申出書	○	○	—	—	—	○	—
任意継続被保険者資格喪失申出書	○	—	—	—	—	○	—
任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書	○	—	—	—	—	○	—
任意継続被保険者氏名 住所 性別 生年月日 電話番号変更（訂正）届	○	—	—	—	—	○	—
任意継続被保険者被扶養者（異動）届	○	—	—	—	—	○	—
任意継続被保険者被扶養者変更（訂正）届	○	—	—	—	—	○	—
任意継続被保険者資格取得・資格喪失等証明交付申請書	○	—	—	—	—	○	○
保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	×	—	—	—	—	—	—
任意継続被保険者保険料口座振替・自動払込辞退（取消）届	○	—	—	—	—	○	—
健康保険料還付請求書	○	—	—	—	—	—	—
健康保険法第118条第1項該当・非該当届	○	—	—	—	—	○	—
被保険者証回収不能届（任継用）	○	—	—	—	—	○	—
被保険者証再交付申請書	○	○	—	—	—	○	—
高齢受給者証再交付申請書	○	○	—	—	—	○	—
高齢受給者証基準収入額適用申請書	○	○	—	—	—	○	—
医療費のお知らせ依頼書	○	—	—	—	—	—	—
第三者行為による傷病届	○	—	—	—	—	—	—

[注] 「○」：押印廃止／「×」：押印を継続／「—」：記載欄なし

### (3)引き続き押印が必要とされる手続き

前述のようにほぼすべての手続きにおいて見直しが行われたが、上記**2【6】(2)**の通達（令 2.12.25 保保発1225第9）において、「口座振替申出書」における金融機関登録印の欄については、引き続き押印が必要とされている。

際に同時に提出する「国民年金第3号被保険者関係届」も押印欄が削除されている。

※3 日本年金機構「令和2年12月25日より年金手続きの押印を原則廃止します」  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202012/20201225.html>

## [7]厚生年金保険法

【令和2(2020)年12月25日施行】

### (1)押印欄が削除された様式

厚生年金保険法に関する書類については、実務上影響が大きい適用関係の書類に絞って解説する。厚生年金保険法に定める法令様式についても、整理省令により押印欄が削除された**【図表8】**。保険業務の運営を行う日本年金機構のホームページ<sup>※3</sup>によれば、法令様式以外の様式についても、令和2(2020)年12月25日付で原則として押印が廃止されており、ホームページ内の様式も変更されている。なお、厚生年金保険法に基づく書類ではないが、健康保険において配偶者を被扶養者とする

### (2)引き続き押印が必要な書類

日本年金機構ホームページでは、金融機関への届け出が必要なもの、実印による手続きが必要なものについては引き続き押印が必要とされている。例えば、「口座振替納付（変更）申出書」等の保険料の口座振替に係る書類については金融機関への届け出があるため、引き続き押印が必要となる。

## 3 経過措置

ここまで見てきたとおり、多くの様式は令和2(2020)年12月または令和3(2021)年4月に既に改正されているが、当分の間、改正前の様式によ

**図表8 整理省令により改正された厚生年金保険法施行規則に関する様式**

様式番号	様式名	厚労令189で変更された様式
様式第5号	任意適用申請書	
様式第6号	任意適用取消申請書	
様式第7号	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届	
様式第7号の2	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届（統一様式）	○
様式第7号の3	被保険者ローマ字氏名届	
様式第7号の4	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届	
様式第8号	被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届	
様式第9号	被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届	
様式第9号の2	被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届	
様式第10号の2	被保険者氏名変更届	
様式第11号	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届	○
様式第11号の2	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届（統一様式）	○
様式第36号	送付書	

[注] 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令 2.11.30 厚労令189）により変更された様式も含む。

り届け出すことができるとしている。その場合には記名のみで届け出が可能となる。

## 4 押印廃止等に伴う留意点

これまで押印欄の廃止等、様式が見直されたものについて見てきたが、ごく一部につき押印が必要とされているものの、ほぼすべての様式が見直しの対象となったことが分かる。コロナ禍において、押印等が廃止されたことは業務効率の観点から重要だが、押印が不要になったことにより、本人に申請内容等を確認する必要性がなくなるわけではない。特に傷病手当金や離職票など給付に係るものは、不十分な確認のまま申請した場合、給付内容等で従業員とトラブルになることや、押印がなくなることにより手続きのプロセスが見えづらくなり、なりすまし等による不正受給の可能性も考えられる。このため、押印廃止後は、本人確認や文書内容の真正性をいかに担保するかが重要なとなるであろう。この点については、**2 [1](4)**で述べた、押印が求められている趣旨の代替手段を参考に、あらかじめ自社のプロセスを決めておくことが望まれる。

## 5 電子申請手続きの変更点

### [1]これまでの電子申請の促進

冒頭でも述べたとおり、規制改革実施計画では、押印等の廃止は手続きのオンライン化と併せて行うとされており、電子申請の促進も重要な要素となっている。厚生労働省は令和2（2020）年4月より大企業等<sup>\*4</sup>に対し、社会保険の一部の手続きを電子申請で行うことを義務づけた。また、同月より、中小企業が電子申請を利用しやすくするため、電子証明書がなくてもID、パスワードのみで電子申請ができる認証システム「GビズID」を用いて資格取得届（健康保険、厚生年金保険、雇用

保険）、算定基礎届等一部の手続きを行うことができることとした。さらに、同年11月からは、政府の電子申請システムである「e-Gov」がアップデートされ、e-Govのアカウント以外に、GビズIDのアカウントでも申請ができるようになっている。

※4 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社。

### [2]電子証明書が不要に

#### 【令和3（2021）年4月1日】

現在、e-Govは社会保険、労働保険、雇用保険、労働基準等に係るほとんどの申請に対応しているが、申請には基本的に電子証明書が必要であることがネックとなり、利用が進んでいない。そこで、さらに電子申請を促進するため、**1**で述べた労働基準法施行規則において電子申請に関する事項も改正され、労働基準法令に基づく申請や届け出等について電子申請する場合は、電子証明書は不要とされた。この改正により、改正施行規則の施行日である令和3（2021）年4月1日以降は、電子証明書がなくても、36協定届をはじめとした労働基準法に関する届け出等がすべて電子申請できることとなった。

なお、就業規則（変更）届と36協定届については、一定の要件を満たせば、本社で他の支社や支店の分も一括して労働基準監督署に届け出（本社一括届け出）することが可能だが、従来は36協定届の場合は協定当事者が過半数労働組合であることが要件であった。この点が改正され、令和3（2021）年3月末より、電子申請する場合に限り事業場ごとに別々の労働者代表を選任している場合等でも本社一括届け出ができることとなった。今回の改正により36協定届を電子申請する企業は今後増えていくものと考えられる。